

農業共済制度の見直しに関するQ & A

平成30年6月
農林水産省

目 次

農作物共済の当然加入制

- 1 水稲共済が任意加入制になると、掛金の納入期限はどのようになりますか。…………… 1

引受方式の取扱い

- 2 今回の改正により、引受方式は今後どのようになるのですか。…………… 2
- 3 水稲共済の一筆半損特例の掛金は、いくらになりますか。…………… 3
- 4 一筆半損特例は、畑作物共済及び果樹共済にも導入するのですか。…………… 4
- 5 地域インデックス方式では、どのように共済金が支払われるのですか。…… 4
- 6 地域インデックス方式で用いる地域の統計単収は、どの統計を使用するのですか。…………… 4
- 7 地域インデックス方式において、加入者が複数の市町村や都道府県に圃場を持っている場合、共済金はどのように算定されるのですか。…………… 5
- 8 地域インデックス方式の掛金は、いくらになりますか。…………… 5
- 9 水稲共済の全相殺方式の加入要件を緩和できませんか。…………… 5
- 10 小豆やいんげんの引受方式は、現行制度では半相殺方式のみとなっていますが、全相殺方式は導入できませんか。…………… 6
- 11 半相殺方式の損害評価方法は、現行と変わらないのですか。…………… 6
- 12 畑作物共済及び果樹共済の補償割合は、複数の選択肢を設けることとされていますが、具体的な補償割合はどうなりますか。…………… 6

家畜共済の取扱い

<死廃共済と病傷共済の分離>

- 13 死廃共済と病傷共済の両方に加入する場合は、契約日は同日になるのですか。…………… 7
- 14 死廃共済と病傷共済の契約単位はどうなりますか。…………… 7

<家畜の資産価値の評価>

- 15 搾乳牛などの固定資産的家畜の補償金額はどうなりますか。…………… 8

<病傷共済の自己負担>

- 16 初診料も診療費として給付対象となりますが、共済金はどのように算定するのですか。…………… 9
- 17 診療費の徴収方法は、どのように行うのですか。…………… 9

<待期間>

- 18 待期間について、共済加入者間の取引は、どのように確認するのですか。…………… 10
- 19 死廃共済のみに加入する農家で飼養していた家畜が、死廃共済と病傷共済の両方に加る農家に譲渡された場合は、待期間は適用されるのですか。…… 10
- 20 乳牛から産まれたF1、ETの子牛は、どのような場合に待期間が適用されなくなりますか。…………… 10

<包括共済の事務の簡素化>

- 21 包括共済（死廃共済）について、期末に掛金を調整するとありますが、具体的にどのように行うのですか。…………… 11
- 22 死廃共済に加入して、共済掛金期間内に飼養頭数が大幅に増減する場合は、どのような取扱いになりますか。…………… 11
- 23 包括共済（病傷共済）については、事務に見直しはあるのですか。…… 12

<再保険の支払方式>

- 24 家畜共済の再保険の見直しによって、農業者の負担が増えることはありませんか。…………… 12

園芸施設共済の短期加入

- 25 園芸施設共済の短期加入の廃止により、施設を設置していない期間も加入しなければならぬのですか。…………… 13
- 26 園芸施設共済の短期加入を廃止すると、共済責任期間の期間を統一するための短期加入もできなくなりますか。…………… 13
- 27 園芸施設共済の短期加入を廃止すると共済掛金はどうなりますか。…… 13
- 28 共済責任期間中に被覆期間を変更したときは、どのような取扱いになりますか。…………… 14

掛金の取扱い

- 29 危険段階別共済掛金率は、加入者が少ない場合でも、設定されるのですか。…………… 14

その他

- 30 農業共済から加入者が収入保険へ移行すると、農業共済の掛金率が高くなりませんか。…………… 15
- 31 果樹共済について、選果場単位で加入している場合、選果場に出荷している者の一部が収入保険に移行すると、選果場単位での加入ができなくなるのですか。…………… 15
- 32 建物共済などの任意共済の組合員資格は、見直されるのですか。…………… 15
- 33 地元の共済組合が実施していないキウイフルーツやサクランボも、共済に加入できるようになりませんか。…………… 16

農作物共済の当然加入制

1 水稲共済が任意加入制になると、掛金の納入期限はどのようになりますか。

(答)

- 1 水稲共済の共済掛金の払込期限については、従前は、当然加入制の下で掛金の強制徴収が可能であったことから、共済責任期間の開始時までを原則としつつ、共済責任期間の開始時から2か月の範囲内で延長でき、更に掛金の額を確定することが著しく困難である場合は、共済規程で定める期間まで延長できるとされており、共済組合では、6月下旬から8月末の間を定めていました。
- 2 任意加入制への移行後は、作柄を見て掛金を納入せず解約するとのモラルハザードを防止するため、共済責任期間の開始時までを原則としつつ、掛金の額を確定することが著しく困難である場合は、7月末日を限度として、事業規程で定める期間まで延長できるとしています。

引受方式の取扱い

2 今回の改正により、引受方式は今後どのようなようになりますか。

(答)

従前と改正後の引受方式は、共済事業ごとに以下のとおりとなります。

(1) 農作物共済

	従 前	改正後
一筆方式	○	平成33年産までで廃止 (ただし、大災害等の場合は1年又は2年延長)
半相殺方式	○	○
全相殺方式	○	○
災害収入共済方式	○	○
地域インデックス方式	—	新 設

(注) ○は引受方式あり。

(2) 畑作物共済

引受方式	従 前	改正後
一筆方式	○	平成33年産までで廃止 (ただし、大災害等の場合は1年又は2年延長)
半相殺方式	○	○
全相殺方式	○	○
災害収入共済方式	○	○
地域インデックス方式	—	新 設

(3) 果樹共済

引受方式	従 前	改正後
樹園地方式	○	平成33年産までで廃止 (ただし、大災害等の場合は1年又は2年延長)
特定危険方式 (樹園地・半相殺)	○	平成33年産までで廃止
半相殺方式	○	○
全相殺方式	○	○
災害収入共済方式	○	○
地域インデックス方式	—	新 設

3 水稲共済の一筆半損特例の掛金は、いくらになりますか。

(答)

- 1 今回の改正では、一筆方式を廃止しても、農業者へのサービスを維持できるよう、収穫量が50%以上減少したほ場がある場合に、坪刈り等を要せずに目視により50%減収と評価して共済金を支払う「一筆半損特例」を設けることとしています。
- 2 水稲の10アール当たりの掛金（全国的な平均値）は、一筆方式の7割補償が207円であるのに対し、半相殺方式の7割補償に一筆半損特例を選択した場合が173円、全相殺方式の7割補償に一筆半損特例を選択した場合が170円となっており、一筆方式よりも安い掛金で、一筆ごとの深い被害が補償されます。

(単位：円/10a 平成31年産)

補償割合	5割	6割	7割	8割	9割
一筆方式(廃止)	76	126	207	—	—
半相殺方式	—	81(105)	151(173)	298(316)	—
全相殺方式	—	—	151(170)	283(298)	573(579)
災害収入共済方式	—	—	191(212)	353(370)	710(721)
地域インデックス方式	—	—	59(99)	112(159)	232(282)

(注) () 内は、一筆半損特例を選択した場合

4 一筆半損特例は、畑作物共済及び果樹共済にも導入するのですか。

(答)

- 1 一筆半損特例は、水稲共済において、一筆方式の加入面積割合が約8割にも上るとの現状の中で、一筆方式から他の引受方式に円滑な移行を図るために導入することとしています。
- 2 一方、畑作物共済及び果樹共済については、
 - ① 一筆方式の加入面積割合が大豆で15%、果樹で10%に過ぎず、他の引受方式が定着していること
 - ② 米麦と異なり、土中や立ち木の中に収穫物があるため、目視で50%以上の収穫量の減少を判定することが困難な場合が多いことから導入しないこととしています。

5 地域インデックス方式では、どのように共済金が支払われるのですか。

(答)

- 1 地域インデックス方式では、農業者ごとに、地域の過去5か年の統計単収の中庸3か年平均を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に共済金を支払うこととしており、補償割合は、従前の農業共済の中で最も高い9割を上限に、8割、7割の3段階とすることとしています。
- 2 また、実際に共済事故が発生した者に対し共済金が支払われるよう、加入者が共済組合に損害通知を提出し、共済組合が共済事故の発生を確認することとしています。

6 地域インデックス方式で用いる地域の統計単収は、どの統計を使用するのですか。

(答)

地域インデックス方式で使用する統計は、農林水産省が公表している農林水産統計の中で最小の区分のものを用いることとしており、

- ① 水稲、麦、大豆（乾燥子実）、てん菜、そば等は、市町村別の統計
- ② 小豆、いんげん、スイートコーン、果樹等は、都道府県別の統計を用いることとしています。

7 地域インデックス方式において、加入者が複数の市町村や都道府県に圃場を持っている場合、共済金はどのように算定されるのですか。

(答)

地域インデックス方式では、加入者が複数の市町村や都道府県に圃場を持っている場合には、圃場ごとに当該市町村又は都道府県の統計を用いて共済金を算定し、加入者ごとに共済金を合計することとしています。

8 地域インデックス方式の掛金は、いくらになりますか。

(答)

地域インデックス方式の水稲10アール当たりの掛金（全国的な平均値）は、7割補償で59円、これに一筆半損特例を選択した場合は99円、最高の9割補償で232円、これに一筆半損特例を選択した場合は282円となっており、他の引受方式に比べて割安となっています。

（単位：円/10a 平成31年産）

補償割合	7割	8割	9割
一筆方式(廃止)	207	—	—
半相殺方式	151(173)	298(316)	—
全相殺方式	151(170)	283(298)	573(579)
災害収入共済方式	191(212)	353(370)	710(721)
地域インデックス方式(新設)	59(99)	112(159)	232(282)

(注) 掛金の（ ）内は、一筆半損特例を選択した場合

9 水稲共済の全相殺方式の加入要件を緩和できませんか。

(答)

- 1 水稲共済の全相殺方式の加入要件について、従前は、農協から乾燥調製施設の計量結果（年産、玄米重量、生産者名）の提供を受けられる者が対象とされていましたが、一筆方式から全相殺方式への移行を促進するため、今回の改正では、農協以外の乾燥調製施設の計量結果の提供を受けられる者や、税務関係書類（法定帳簿の「本年収穫量」）で収穫量を確認できる者も対象に追加することとしています。
- 2 また、水稲の品質方式、麦の災害収入共済方式、畑作物共済及び果樹共済の全相殺方式及び災害収入共済方式においても、それぞれの方式への加入を促進するため、税務関係書類で収穫量を確認できる者も対象に追加することとしています。

10 小豆やいんげんの引受方式は、現行制度では半相殺方式のみとなっていますが、全相殺方式は導入できませんか。

(答)

今回の改正では、小豆及びいんげんについて、農業者のサービス向上を図るため、従前の半相殺方式に加え、全相殺方式を導入することとしています。

11 半相殺方式の損害評価方法は、現行と変わらないのですか。

(答)

半相殺方式では、これまで、被害ほ場の全てについて、損害評価員が坪刈り等により現地調査していましたが、今後は、効率的な事業執行の観点から、制度上措置されているものの活用されてこなかった農家申告抜取調査（農家が被害ほ場ごとに申告した収穫量を、共済組合が抽出調査により確認し補正する方法）を用いて、被害ほ場の一定数のみを抽出して行うこととしています。

12 畑作物共済及び果樹共済の補償割合は、複数の選択肢を設けることとされていますが、具体的な補償割合はどうなりますか。

(答)

畑作物共済及び果樹共済の補償割合については、農業者が掛金負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、従前の補償割合を上限に、3段階の補償割合を設けることとしています。

家畜共済の取扱い

<死廃共済と病傷共済の分離>

13 死廃共済と病傷共済の両方に加入する場合は、契約日は同日になるのですか。

(答)

改正後は、死廃共済と病傷共済に分離することから、加入日が別々となることは認められます。

なお、農業者と共済組合の効率的な事務の観点からは、同日に加入することが望ましいと考えています。

14 死廃共済と病傷共済の契約単位はどうなりますか。

(答)

改正後の死廃共済と病傷共済の共済契約の単位は、以下のとおり、死廃共済では8区分、病傷共済では4区分となります。

死廃共済	病傷共済
・ 搾乳牛（満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳用のもの）	・ 乳用牛（搾乳牛及び育成乳牛のうち牛の胎児を除く）
・ 育成乳牛（搾乳牛以外の乳牛の雌及び牛の胎児のうち乳牛であるもの）	
・ 繁殖用雌牛（満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖用のもの）	・ 肉用牛（繁殖用雌牛及び育成・肥育牛のうち牛の胎児を除く）
・ 育成・肥育牛（上記3つの牛及び種雄牛以外の牛並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの）	
・ 繁殖用雌馬	
・ 育成・肥育馬（繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬）	・ 一般馬
・ 種 豚	・ 種 豚
・ 肉 豚	—

<家畜の資産価値の評価>

15 搾乳牛などの固定資産的家畜の補償金額はどうなりますか。

(答)

- 1 搾乳牛等の固定資産的家畜の補償金額は、従前から、共済掛金期間の期首の資産価値を用いて設定しています。
- 2 固定資産的家畜は、肥育牛等の棚卸資産的家畜のように、日々価値が増加するといった事情がないことから、見直しは行いません。

<病傷共済の自己負担>

16 初診料も診療費として給付対象となりますが、共済金はどのように算定するのですか。

(答)

- 1 病傷共済金は、人の健康保険と同様に、給付対象となる診療行為に要する費用を点数化し、その点数により算定しています。初診料についても、処置に要する時間、消耗品等の費用を点数化した上で、共済金の算定を行うこととします。
- 2 なお、農業者に支払われる病傷共済金は、診療点数に基づき算定した費用の9割の額と、実際に診療に要した費用の9割の額のいずれか低い方となります。

17 診療費の徴収方法は、どのように行うのですか。

(答)

- 1 加入者に代わって共済金を代理受領する指定獣医師及び診療を行うことで共済金を支払ったものとみなされる家畜診療所については、従前から、診療した月の翌月などの時点を決めて、加入者から初診料を徴収しています。
自己負担の見直し後は、この徴収額が、初診料から初診料を含めた診療費全体の1割に変更となるのみで、徴収時期や徴収方法は従前どおりとなります。
- 2 また、指定獣医師及び家畜診療所以外の獣医師は、従前から、加入者から初診料を含めた診療費全額を徴収し、その後加入者が共済組合に対し共済金を請求しているところであり、改正後においても同様となります。

<待期間>

18 待期間について、共済加入者間の取引は、どのように確認するのですか。

(答)

- 1 今回の改正では、同一の共済組合に加入する共済加入者間だけでなく、異なる共済組合に加入する共済加入者間で取引された場合についても、待期間の適用除外とすることとしています。
- 2 具体的な確認方法は、
 - ① 待期間中に事故が生じた場合は、買手が、売手から売手側の組合の情報を入手し、買手側の組合へ共済金を請求する
 - ② 買手側の組合が売手側の組合に取引に係る家畜の加入状況を照会することとし、確認できない場合は待期間を適用することとしています。
共済加入者間で取引された家畜の共済加入状況を、組合間で確認できるよう、あらかじめ個人情報取扱について同意書を交わすこととしています。

19 死廃共済のみに加入する農家で飼養していた家畜が、死廃共済と病傷共済の両方に加入する農家に譲渡された場合は、待期間は適用されるのですか。

(答)

家畜が取引前後で死廃共済又は病傷共済のいずれかに付されていれば、共済組合による検査等のチェックが行われていることから、死廃・病傷の選択に関わらず、待期間の適用除外とすることとしています。

20 乳牛から産まれたF1、ETの子牛は、どのような場合に待期間が適用されなくなりますか。

(答)

- 1 取引前の共済加入者が母牛の共済にのみ加入し、胎児・子牛の共済を選択していない場合に、その子牛が共済加入者に譲渡されたときは、共済加入者間の取引には該当せず、待期間が適用されます。一方、取引前の共済加入者が胎児・子牛の共済にも加入していれば、待期間は適用されないこととなります。
- 2 乳牛から産まれて肉牛となるF1やETの子牛についても、乳牛の共済において、胎児・子牛の共済にも加入していれば、胎児の段階から母牛と一体として共済に加入し続けているため、待期間は適用されないこととなります。

<包括共済の事務の簡素化>

21 包括共済（死廃共済）について、期末に掛金を調整するとありますが、具体的にどのように行うのですか。

（答）

- 1 死廃共済では、共済掛金期間（1年間）の期首においては、
 - ① 農業者が年間の家畜の飼養予定頭数の計画を申告し、
 - ② 共済組合が当該計画に基づいて共済金額及び共済掛金を算定し、掛金を徴収することとしています。

- 2 また、期末においては、共済組合が牛トレサビリティの情報等を用いて、当該農業者の飼養頭数の実績を確認し、年間の共済金額及び共済掛金を算定し直して、期首の時点で徴収した掛金と過不足があれば精算することとしています。

22 死廃共済に加入して、共済掛金期間内に飼養頭数が大幅に増減する場合は、どのような取扱いになりますか。

（答）

- 1 今回の改正では、死廃共済について、家畜の異動の都度、農業者が共済組合に申告することは原則として不要としましたが、期中に、農場の譲受けや譲渡し、畜舎の増改築などによって、飼養頭数が著しく増減する場合は、加入者は、共済組合にその旨を通知する必要があります。

- 2 通知されると、期首に算定した共済価額、共済金額及び共済掛金について、
 - ① 共済価額は、飼養頭数の増減に応じて変更され、
 - ② 共済金額についても、期首の付保割合（共済金額／共済価額）に基づき、変更されます。ただし、飼養頭数が増加する場合は、農業者が掛金負担を勘案し、付保割合を下げて、共済金額の増加を抑えることができることとします。
 - ③ 共済掛金についても、共済金額の変更に伴って変更されますので、追加納入又は返還されることとなります。

23 包括共済（病傷共済）については、事務に見直しはあるのですか。

（答）

今回の改正において、病傷共済については、死廃共済と同様、家畜の異動の都度の申告を不要としたほかは、従前どおり、

- ① 共済掛金期間（1年間）の期首においては、その時点で飼養している家畜の頭数に応じて支払限度額（見直し後は共済金額と呼びます。）を設定し、掛金を納入すること
- ② 期中において、飼養頭数が増加したり、農場の譲渡しなどによって飼養頭数が著しく減少した場合は、加入者が支払限度額（共済金額）の変更の申出ができること。これに伴い、掛金は、追加納入又は返還されることとしていきます。

<再保険の支払方式>

24 家畜共済の再保険の見直しによって、農業者の負担が増えることはありませんか。

（答）

家畜共済の再保険の見直しについては、国と共済団体の間の責任分担について、共済事故1件ごとに国が再保険金を支払っていたものを、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に再保険金を支払う方式に変更するものであることから、農業者の共済掛金等の負担は変わりません。

園芸施設共済の短期加入

25 園芸施設共済の短期加入の廃止により、施設を設置していない期間も加入しなければならぬのですか。

(答)

- 1 今回の改正では、農業者が将来発生するリスクを予見することが困難であることから、補償の総合化を図るため、被覆している期間だけの短期加入を廃止し、被覆していない期間も含めて加入することとしています。
- 2 骨材を撤去し、施設そのものがない期間については、補償対象とする園芸施設が存在しないため、加入する必要はありません。

26 園芸施設共済の短期加入を廃止すると、共済責任期間の期間を統一するための短期加入もできなくなりますか。

(答)

今回の改正では、被覆している期間だけの短期加入は廃止するものの、農業者の複数の施設について、共済責任期間の始期又は終期を統一するために必要となる短期加入は、存置することとしています。

27 園芸施設共済の短期加入を廃止すると共済掛金はどうなりますか。

(答)

- 1 園芸施設の共済掛金については、被覆している期間と被覆していない期間では、被害率に差があることから、改正後は、期間別に共済掛金率を設定し、それぞれの期間に応じて算定した掛金を合計することとしています。
- 2 被覆していない期間の被害率は、被覆している期間に比べて低いことから、被覆していない期間を含めた通年加入となっても、掛金の増加は少額にとどまると見込まれます。

全国的な試算では、パイプハウスについて、被覆期間6か月の加入から、未被覆期間6か月も含めた1年間の加入とした場合、掛金の増加は3%程度と見込まれます。

28 共済責任期間中に被覆期間を変更したときは、どのような取扱いになりますか。

(答)

- 1 被覆期間と未被覆期間は、それぞれの期間に対応して掛金を算定するため、加入申込の際に申告した被覆期間に変更がある場合は、加入者が異動通知を行い、掛金を調整することとします。
- 2 被覆期間を延長したときは、掛金は増額され、加入者は異動通知から2週間以内に増額分の掛金を支払い、被覆期間を短縮したときは、掛金は減額され、共済組合から減額分の掛金が返還されます。
- 3 なお、異動通知がないまま、共済契約上未被覆期間に設定されていた期間に、被覆材が被害を受けた場合は、免責事由に該当し、共済金は支払われないこととなります。

掛金の取扱い

29 危険段階別共済掛金率は、加入者が少ない場合でも、設定されるのですか。

(答)

危険段階別共済掛金率は、農業者ごとの被害率に応じ、公平性を確保するために導入するものであることから、加入者が少なくても設定します。

その他

30 農業共済から収入保険へ加入者が移行すると、農業共済の掛金率が高くなりませんか。

(答)

今回の改正の中で、農業共済の掛金率は、農業者ごとの被害率に応じて危険段階別に設定することとしていることから、農業共済の加入者の一部が収入保険に移行し、農業共済の加入者数の母数が減少しても、農業共済の加入者については、それぞれの危険段階に応じた率が適用されることとなります。

31 果樹共済について、選果場単位で加入している場合、選果場に出荷している者の一部が収入保険に移行すると、選果場単位での加入ができなくならないですか。

(答)

- 1 選果場等の集団でまとまって農業共済に加入できる仕組み(農業共済資格団体)については、今回の改正において、経理を一元化していることとの要件を撤廃し、掛金の分担方法等の規約を定めていれば、要件を満たすこととしています。
- 2 このため、選果場の構成員の一部が収入保険に移行したとしても、他の構成員が農業共済資格団体として果樹共済に加入することは可能です。

32 建物共済などの任意共済の組合員資格は、見直されるのですか。

(答)

- 1 任意共済の組合員資格については、従前は「農業を営む者」とされていたことから、農業経営の法人化が進む中で、これまで農業者として任意共済に加入していた者が農業法人の従業者となった場合に、任意共済に加入できなくなるといった課題が生じていました。
- 2 農業法人の従業者の生活の安定を図ることは、法人の農業経営の安定にも寄与することから、今回の改正により、「農業に従事する者」について、任意共済の組合員資格を認めることとします。

33 地元の共済組合が実施していないキウイフルーツやサクランボも、共済に加入できるようになりませんか。

(答)

共済の実施品目については、共済組合ごとの判断で設定するため、地域によっては事業が実施されていない品目がありますが、実施を希望する品目がある場合は、地域の組合又は都道府県に相談してください。

なお、今回の改正では、共済組合が共済事業を実施しない品目については、全国連合会が補完的に事業を実施できる仕組みを措置しています。